

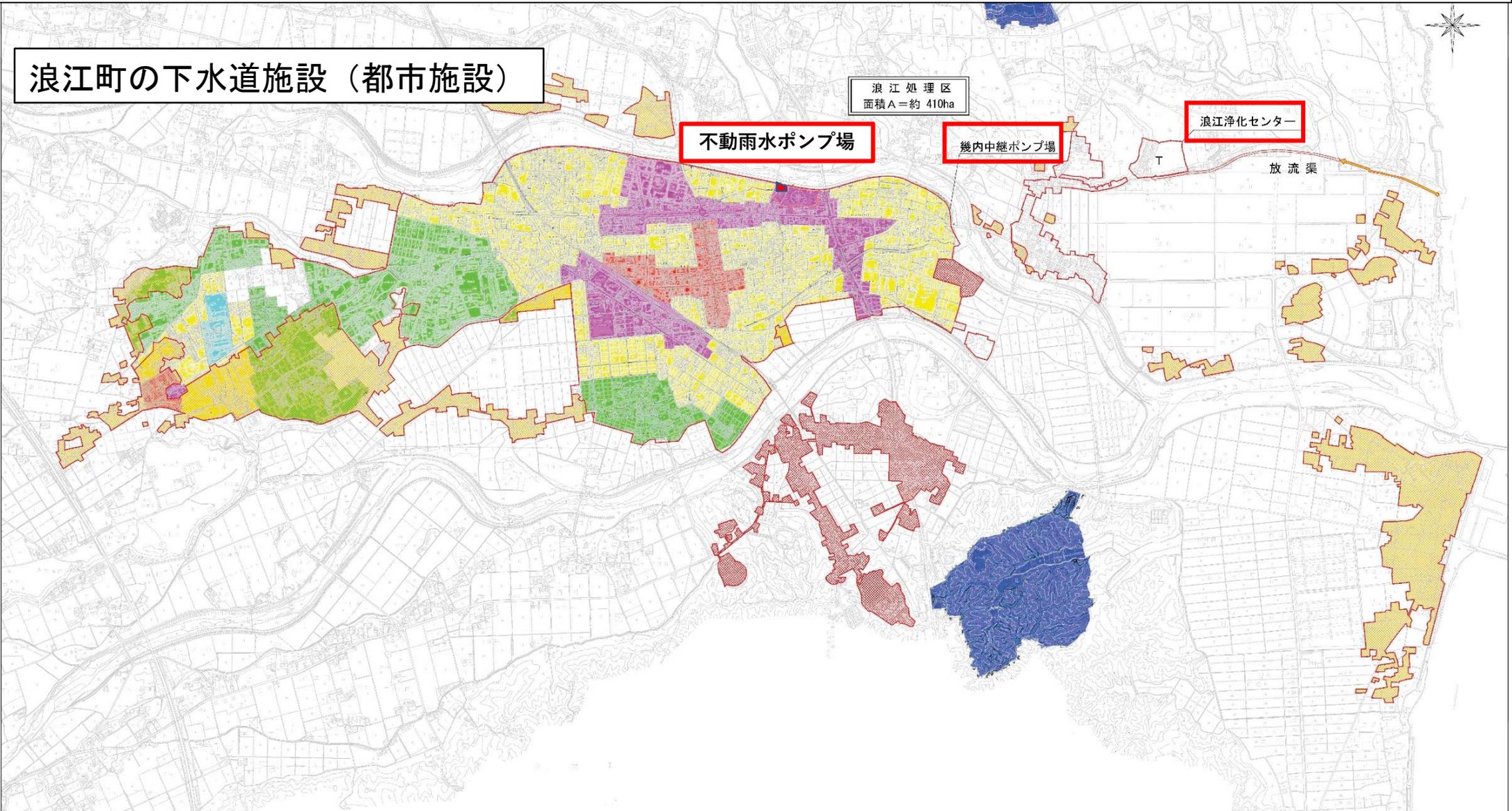
**【令和2年度】
浪江都市計画
下水道の変更に係る説明資料**

浪江町

下水道区域等の見直しによる都市計画変更について

下水道は都市計画法上の**都市施設**として位置づけられ、**設定・変更・廃止**する場合には、都市計画決定が必要となります。

浪江町の下水道施設（都市施設）



浪江処理区
面積A=約 410ha

不動雨水ポンプ場

幾内中継ポンプ場

浪江浄化センター

放流渠

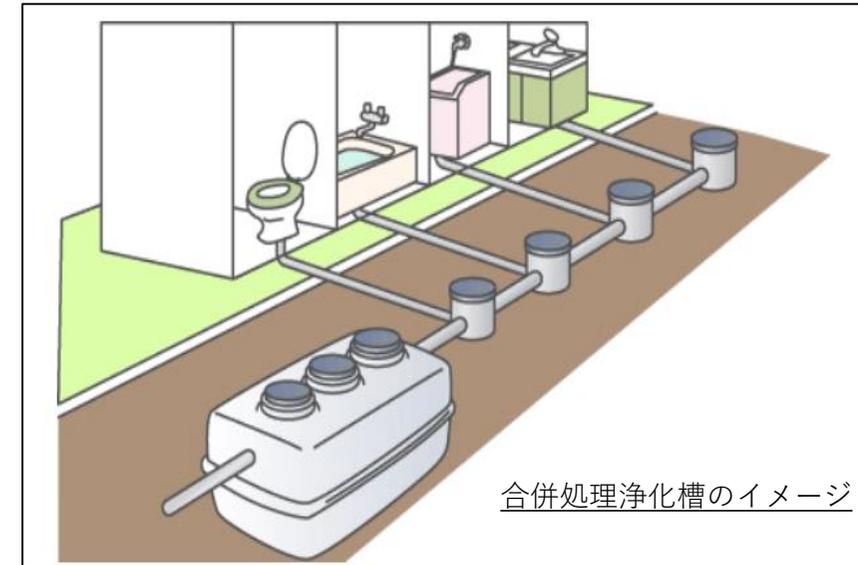
凡	例
■	第一種低層住居専用地域
■	第一種中高層住居専用地域
■	第一種住居地域
■	近隣商業地域

凡	例
□	既定分：区域 約532ha
■	変更分：区域 約 44ha
■	廃止分：区域 約166ha

事業名	浪江都市計画下水道事業	図面番号	1/1
総括図（污水）		縮尺	1:10,000

下水道区域外

- ・ 水洗トイレと連結して、し尿および生活雑排水を浄化槽で処理する区域
→ 年数回の汲み取り必要
- ・ 浄化槽の設置は必要、上水道使用の場合は水道料金の支払い

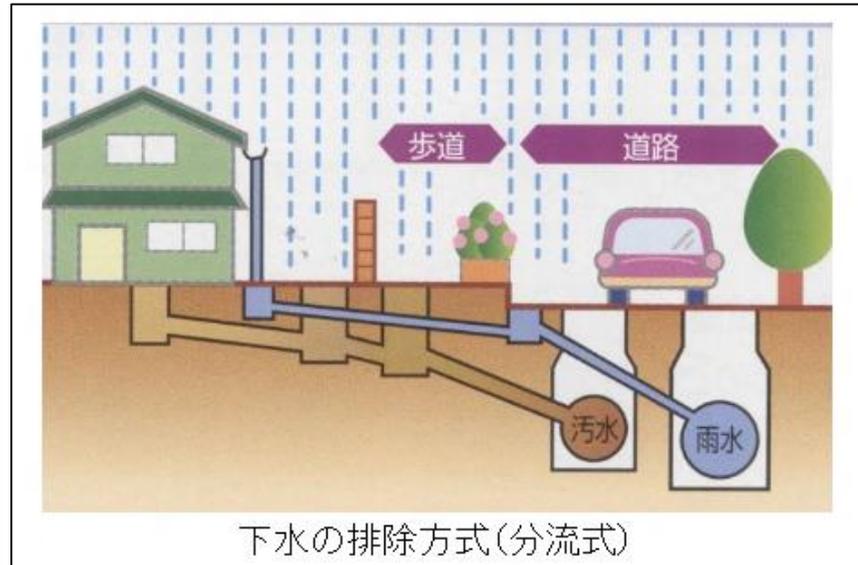


合併処理浄化槽のイメージ

<環境省HPより抜粋>

下水道区域

- ・ 水洗トイレから排出される排水（し尿）を、浄化槽によって浄化することなく、下水道管へ放出できる区域
- ・ 浄化槽の設置は不要、水道料金と合わせて下水道料金の支払いが必要。



下水の排除方式(分流式)

<国土交通省HPより抜粋>

1. 汚水処理区域の変更（追加・廃止）

2. 雨水処理区域の廃止

3. 下水管渠（放流渠）の起点位置変更 ・雨水幹線廃止

【用語の意味】

管渠（かんきょ）

給水排水を目的として作られる水路のこと

放流渠（ほうりゅうきょ）

浄化センターで処理した水の排出先のこと

1. 汚水処理区域の変更（追加・廃止）

【追加①】

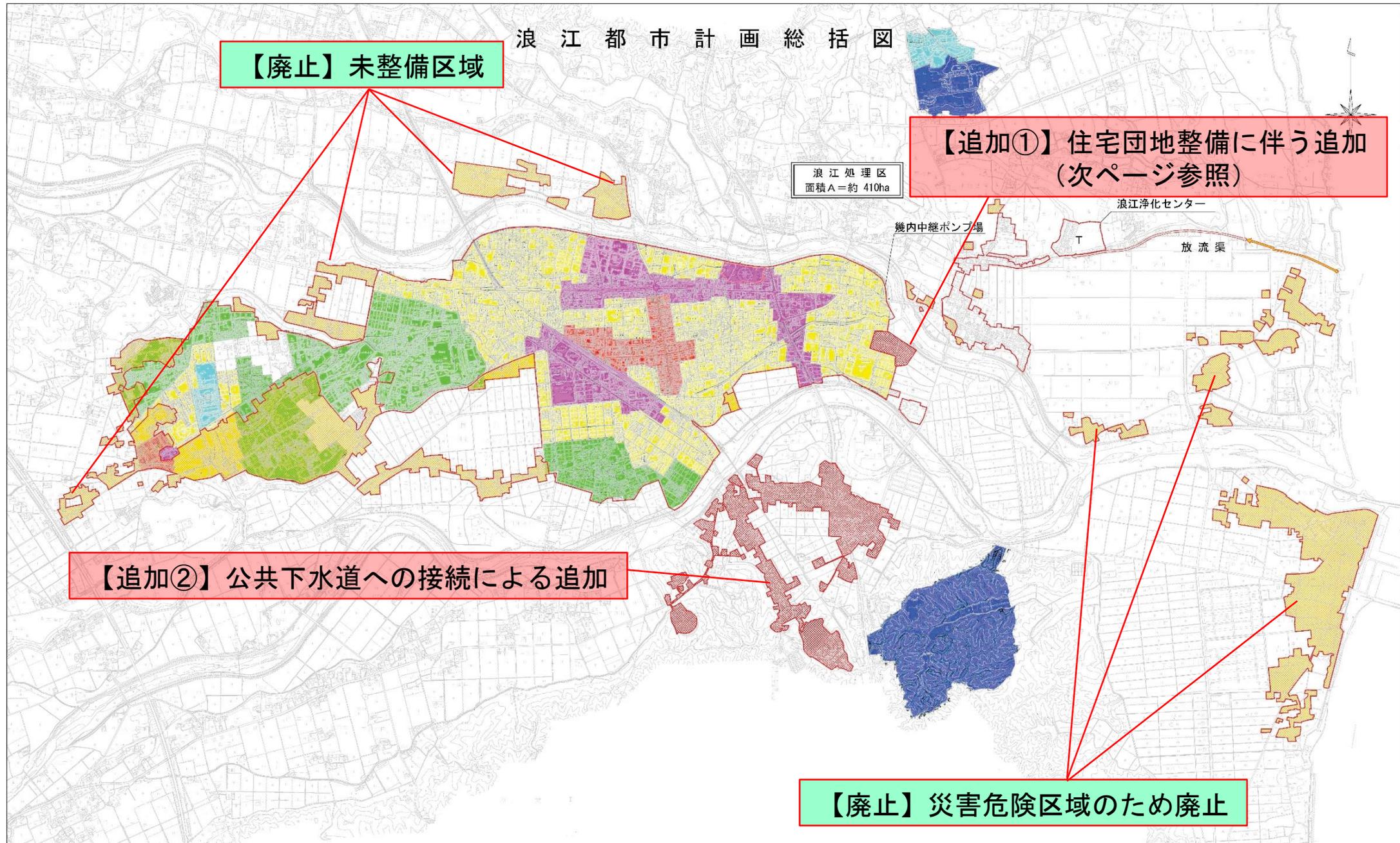
町が整備した幾世橋住宅団地について、事業区域の一部を処理区域に含めます。

【追加②】

これまで高瀬地区は農業集落排水により処理していましたが、処理設備が老朽化したことにより、管路を公共下水道に接続するため、高瀬地区を処理区域に含めます。

【廃止】

東日本大震災で被災した津波被災地（請戸・棚塩地区）と未整備区域について、現状の帰還状況等を考慮し、処理区域からは除外します。
（※津波被災地は災害危険区域に指定されております。）



浪江処理区
面積A=約410ha

**【追加①】住宅団地整備に伴う追加
(次ページ参照)**

【追加②】公共下水道への接続による追加

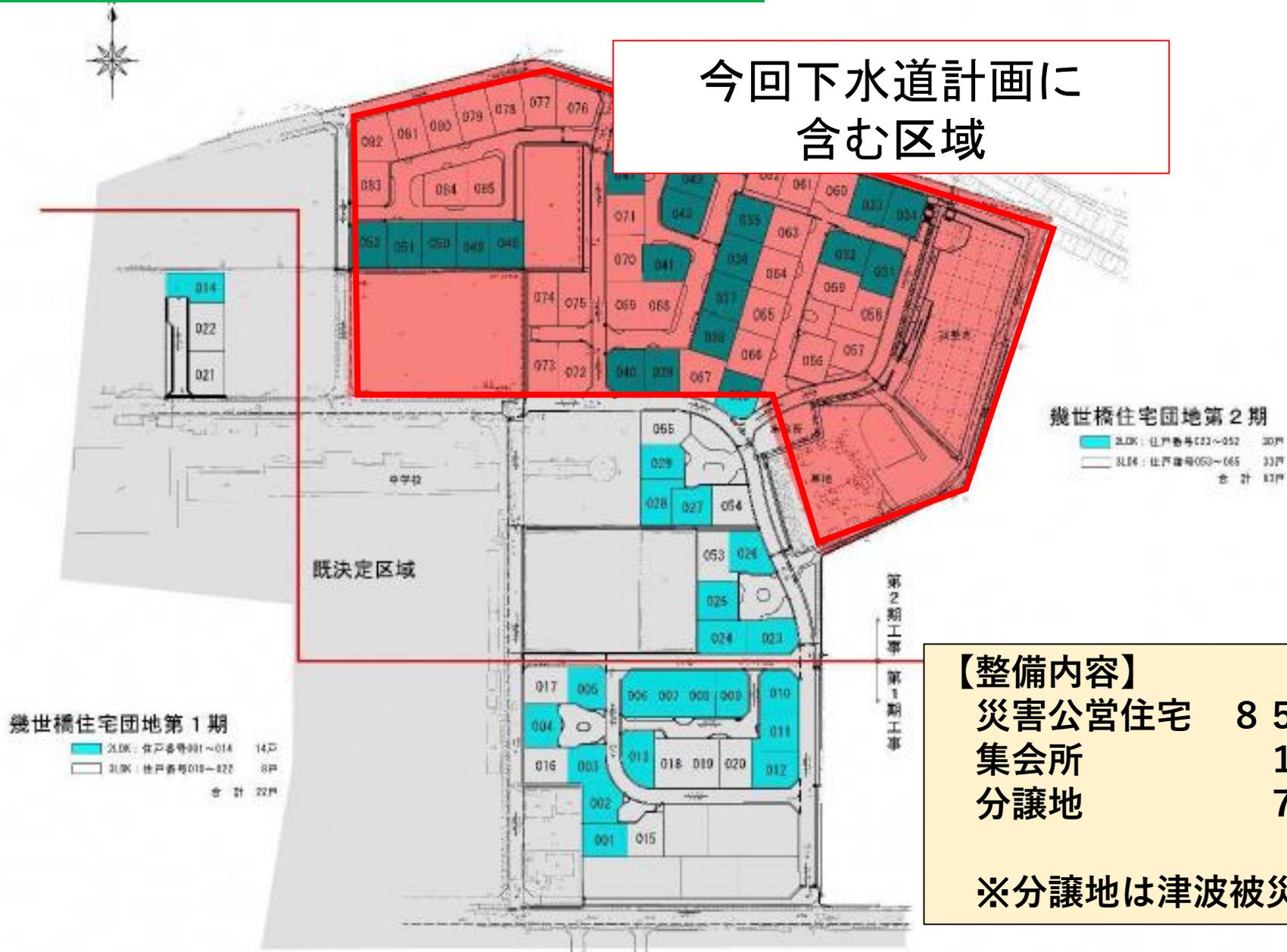
【廃止】災害危険区域のため廃止

凡	例
■	第一種低層住居専用地域
■	第一種中高層住居専用地域
■	第一種住居地域
■	近隣商業地域

凡	例
□	既決定：区域 約532ha
■	変更分：区域 約44ha
■	廃止分：区域 約166ha

事業名	浪江都市計画下水道事業	図面番号	1 / 1
総括図（污水）		縮尺	1/10,000

幾世橋住宅団地（浪江町大字幾世橋字来福寺地内）

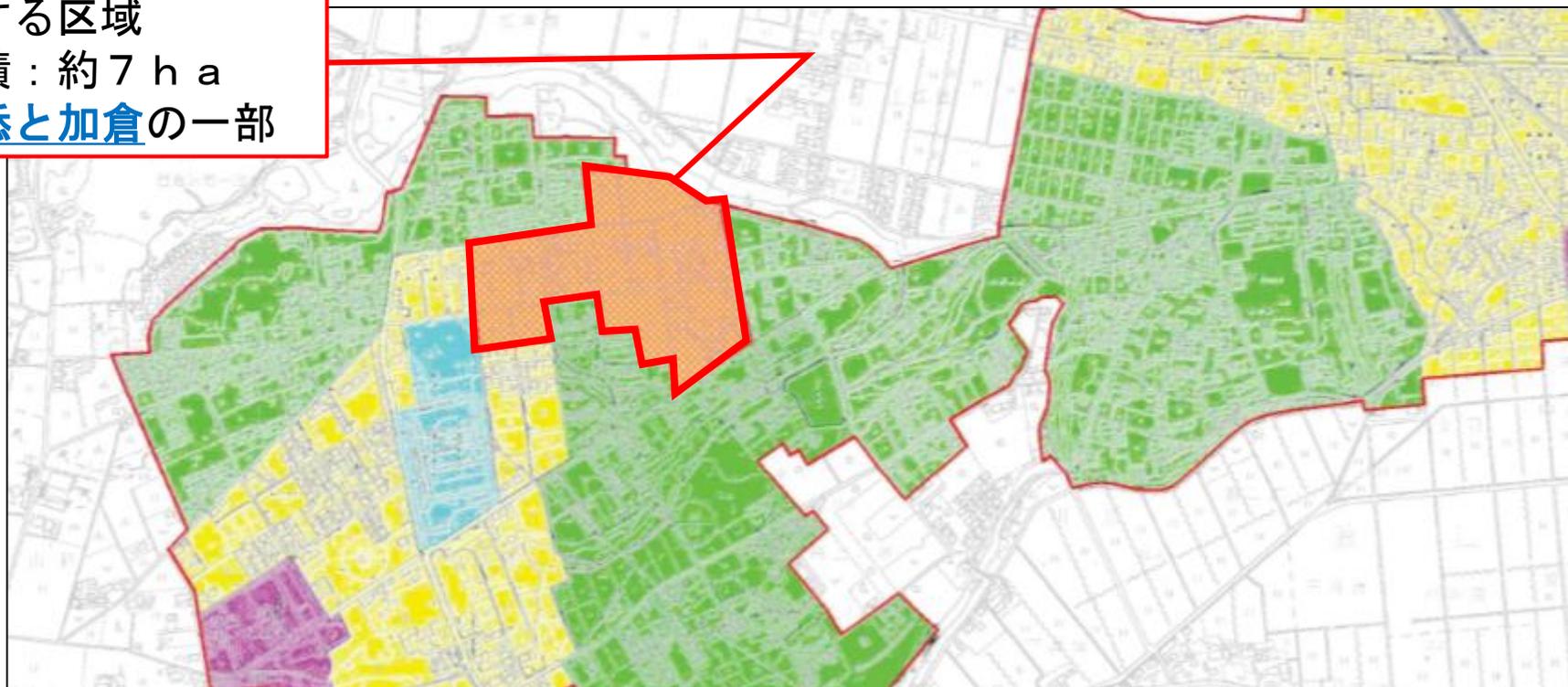


2. 雨水処理区域の廃止

【廃止】

公共下水道事業として整備を行う雨水処理区域は用途地域（工業、工業専用地域を除く）を範囲とするため、用途地域外の雨水排水計画区域を廃止します。

廃止する区域
面積：約7ha
川添と加倉の一部



3. 下水管渠（放流渠）の起点位置変更・雨水幹線廃止

【変更】

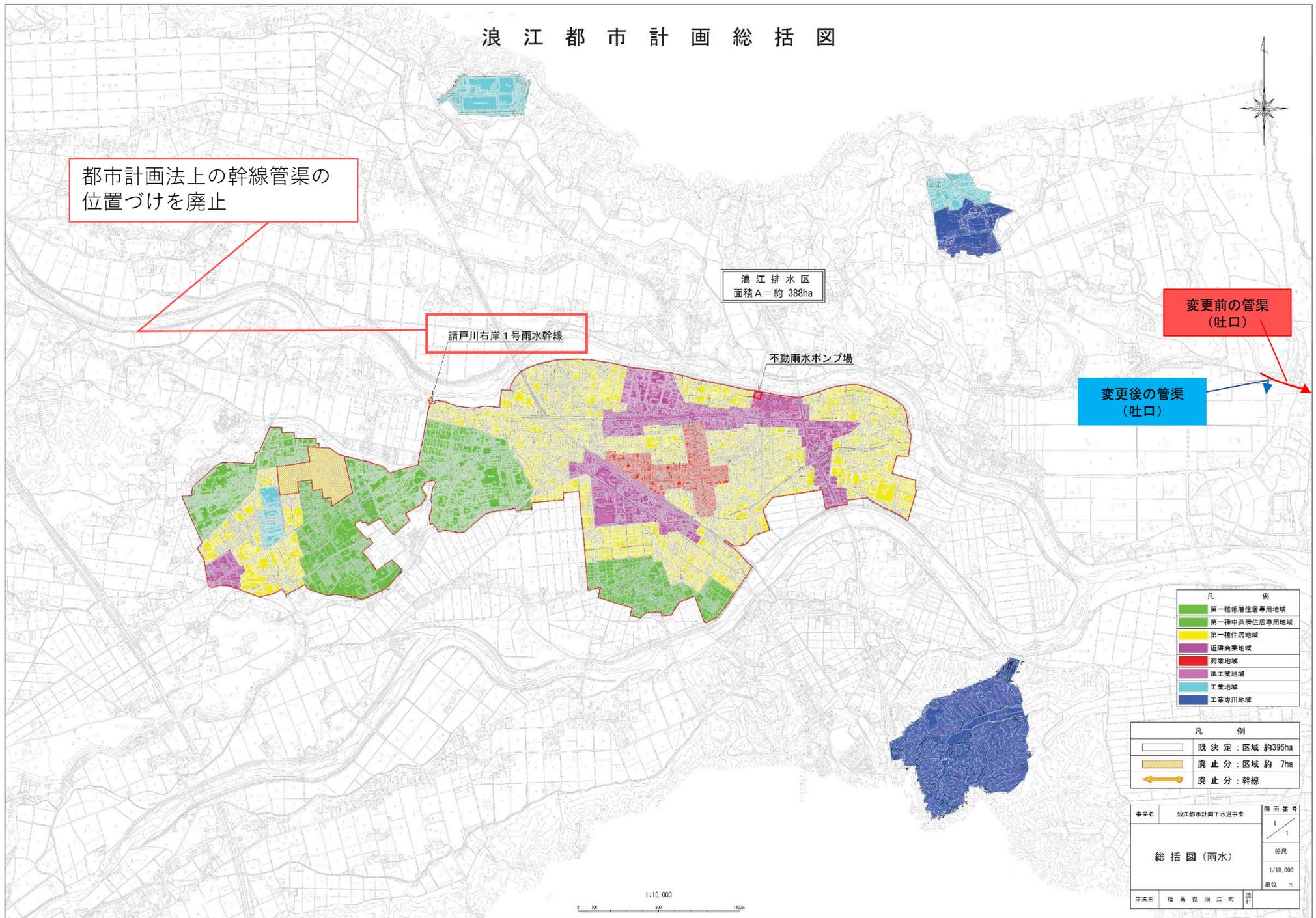
東日本大震災により被災した放流渠の復旧工事により、起点位置吐口の変更が必要になりました。

※震災前は浪江浄化センターから棚塩海岸付近に放流されておりました。

【廃止】

都市計画決定の案件で幹線管渠の下水排除の対象面積が100haから1000haに拡大されたため、請戸川1号雨水幹線（面積388ha）を幹線としての位置づけから廃止します。

※都市計画上の管渠の位置づけを廃止するのみで、水路を撤去するものではありません。



都市計画決定手続きフローに基づき、都市計画の変更を進めていきます。

